

北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定に関する規程（令和6年12月5日規程第66号）

（趣旨）

第1条 この規程は、北海道公立大学法人札幌医科大学(以下「本学」という。)における大学発スタートアップに係る適正な運用を図るため、大学発スタートアップの認定及び称号授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において使用される用語は、それぞれ次のとおり定義する。

- (1) 「札幌医科大学発スタートアップ」(以下、「大学発スタートアップ」という。)とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - ア 本学における研究活動から創出された成果又は技術等に基づいて起業された会社
 - イ 本学、本学の教職員又は学生が保有する知的財産権に基づいて起業された会社
 - ウ 本学の教職員又は学生（本学を退職、卒業又は修了（以下「退職等」という。）した者で、退職等から起業までの期間が3年以内の者を含む。）が設立者となり、又はその他設立に深く関与したものであるとして理事長が認めた会社
 - エ 理事長が上記アからウに準ずる資格を有すると認めた会社
- (2) 「札幌医科大学発認定スタートアップ」(以下「認定スタートアップ」という。)とは、称号の授与が認められた大学発スタートアップをいう。
- (3) 「称号」とは、本学が定める認定スタートアップの称号及び当該称号を示す記号の総称を意味する。
- (4) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）を意味する。

（申請）

第3条 大学発スタートアップは、称号の授与の申請にあたって次の各号のいずれにも該当していなければならない。

- (1) 事業内容等が、本学の建学の精神・理念等及び公序良俗に反しないこと。
 - (2) 申請書、添付書類、財務状況等から適切に事業が執行されると認められること。
 - (3) 本学に対する名誉毀損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- 2 称号の授与を申請する法人（以下「申請者」という。）は、別記様式1に定める「札幌医科大学発スタートアップ認定申請書」を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の申請にあたっては、次の資料を添付しなければならない。
- (1) 登記簿謄本（写し）
 - (2) 定款（写し）
 - (3) 法人概要

- (4) 組織図
- (5) 株主名簿
- (6) 役員経歴書
- (7) 事業報告
- (8) 計算書類
- (9) 事業計画書

4 第2項の申請を行うにあたって、本学の教職員と当該大学発スタートアップとの関係が北海道公立大学法人札幌医科大学役職員兼業規程（平成19年規程第25号）に定める「兼業」にあたる場合、又は北海道公立大学法人札幌医科大学利益相反管理規程（平成21年7月6日規程第52号）に定める「産学連携活動」にあたる場合は、それぞれの規程に定める手続きを行い、かつ、その他これらの規程に係るものを含む本学における関係規程等に定める所要の手続き等を適正に行わなければならない。

（審査委員会）

第4条 称号の認定について審査するため、札幌医科大学発スタートアップ認定審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 附属研究連携推進機構長
- (2) 附属研究連携推進機構副機構長
- (3) 附属研究連携推進機構UR A部門長
- (4) 附属研究連携推進機構産学・地域連携部門長
- (5) 附属研究連携推進機構知財部門長
- (6) 事務局長
- (7) その他外部有識者等の理事長が指名する者

3 委員会が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

7 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の役割）

第5条 委員会は、理事長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議を行い、理事長に対して助言又は提言を行う。

- (1) 称号の授与の認定
- (2) 認定スタートアップのモニタリング

(3) 称号の利用禁止・停止

(4) 認定の取消

(認定の基準)

第6条 称号の授与を認定する基準は、第3条第1項に定めるもののほか、次の各号のとおりとする。

(1) 会社の属性に関する事項

ア 大学発スタートアップであること。

イ 第3条第1項の要件を満たしている旨の表明があること。

(2) 株主に関する事項

ア 主要な株主が反社会的勢力等（暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人を指し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までの「暴力団」「暴力団員」に限られない。）でないこと。

イ 同一の事業会社グループの出資比率が20%未満であること。

(3) 役員に関する事項

ア 役員が反社会的勢力等でないこと。

イ 同一の事業会社グループから派遣されている役員が過半数でないこと。

(4) 事業に関する事項

ア 事業内容及び事業計画が称号の授与を認定するに相応しいものであること。

イ 組織体制等から適切に事業が執行されないと判断される事項がないこと。

(5) 財務に関する事項

ア 財務内容から適切に事業が執行されないと判断される事項がないこと。

イ 事業目的に関連性のない投資がないこと。

ウ 計算書類等において、会計処理に不正が認められないこと。

(6) その他認定にあたって懸念事項がないこと。

(認定)

第7条 理事長は、第5条の規定による助言又は提言を受けたときは、申請について認定するか否かを決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 称号の授与の認定は、別記様式2に定める「称号記」の交付をもって行い、別記様式7に定める「北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発認定スタートアップの称号の利用に関する規約（以下「規約」という。）」に同意することによって称号が授与されたものとみなす。

3 前項の同意は、別記様式7を理事長に提出することにより行うものとする。

(認定期間)

第8条 認定期間は、「称号記」の交付日から3年以内に到来する12月末日までとする。

(権利帰属)

第9条 称号に関する知的財産権は、全て本学に帰属するものとする。したがって、認定ス

スタートアップは、いかなる理由に基づいても称号に関する知的財産権について、本学と争わないものとする。

- 2 認定スタートアップは、本学から称号に関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡を受けるものではない。
- 3 認定スタートアップは、称号の全部又は一部につき複製、改変その他本学の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

(大学の免責)

第10条 この規程で定める認定スタートアップの認定及び称号の授与は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(称号の利用)

第11条 本学は、認定スタートアップに対し、認定期間において、称号を本条の定める条件に従い利用することを許諾する。

- 2 認定スタートアップの称号は、以下の各号に定める目的にのみ利用することができるものとする。
 - (1) 認定スタートアップの業務に利用すること（ただし、第3条により申請した事項に関係する業務に限る。）。
 - (2) 認定スタートアップの商号又は名称の表示に付随して利用すること。
 - (3) 認定スタートアップの商品又は役務（認定を受けた研究成果等によるものに限る。）の表示に利用すること。
 - (4) 認定スタートアップの広報に利用すること（ただし、第3条により申請した事項に関係する広報に限る。）。
 - (5) その他本学が事前に書面で許諾した目的で利用すること。
- 3 認定スタートアップは、本学の事前の書面による承諾なく、本規程に基づき許諾された称号を利用する権利を、第三者に譲渡し、又は再許諾してはならない。
- 4 本学の求めがあったときは、認定スタートアップは、称号の利用場所、利用形態、その他本学が求める利用状況を遅滞なく報告するものとする。

(認定スタートアップへの支援)

第12条 本学は、認定スタートアップに対し、本学の管理運営及び教育研究に支障のない範囲において、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 事務室又は研究室として本学内の施設を貸与すること。
 - (2) 貸与した施設について、当該認定スタートアップの所在地とする商業登記を認めること。
 - (3) 知的財産権の行使や利用をするときに、優遇的な配慮を施すこと。
 - (4) 本学主催のイベント、本学の広報誌又はホームページにおいて広報を行うこと。
 - (5) その他前各号に相当するものとして理事長が認めた支援。
- 2 前項各号に掲げる支援を行うときは、本学における関係規程を遵守するものとする。

(年次報告)

第13条 認定スタートアップは、定期報告として、会計年度ごとに、自社で定めた決算日から3か月以内に、別記様式3に定める「札幌医科大学発スタートアップ年次報告」(以下「年次報告」という。)を理事長に提出しなければならない。

2 年次報告には、次の資料を添付しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 計算書類
- (3) 事業計画書
- (4) その他本学が求める書類

3 前項の規定による書類に疑義があるときは、本学は、当該スタートアップに対して必要事項の聴取、資料の提出、その他必要な対応を求めることができる。

(変更届出)

第14条 認定スタートアップは、第3条により申請した事項に変更があったときは、本学に対し、遅滞なく変更があった事項を届け出るものとする。

2 前項の届出は、別記様式4に定める「札幌医科大学発スタートアップ変更届出書」を理事長に提出することにより行うものとする。

(協力義務)

第15条 認定スタートアップは、本学が必要と認めるときは、委員会に出席する等の方法で、説明又は意見を述べるものとする。

2 認定スタートアップは、委員会の審議や本学が行うモニタリングに協力し、本学が求める資料を提出するものとする。

(資料管理)

第16条 認定スタートアップは、本学から受け取った称号に関する資料(有体物のみならず、データで提供されたときはデータ、その複製、データを化体した電磁的媒体を含む。)を、善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとする。

2 本学は、認定スタートアップから開示された資料を、善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとする。

(モニタリング)

第17条 理事長は、年次報告及び変更届出に基づき、認定スタートアップのモニタリングを行う。

2 定期モニタリングは毎年7月に実施するものとする。

3 理事長は、重要な変更届出を受理したとき等、必要に応じて随時モニタリングを実施する。

4 理事長は、モニタリングの結果について委員会に報告するものとし、審議が必要な場合には委員会に諮問する。

5 モニタリングの基準は第6条に定める基準のほか、以下のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の要件に関する懸念事項がないこと。
- (2) 利益相反マネジメント上の懸念事項がないこと。
- (3) 安全保障貿易管理上の懸念事項がないこと。
- (4) その他継続して認定するにあたって懸念事項がないこと。

6 委員会は、第4項の報告及び諮問に応じて、モニタリングの審議を行い、その結果を理事長に報告するものとする。

(利用禁止・停止)

第18条 認定スタートアップは、次の各号に定める事由の一つが生じたときは称号を利用できないものとし、既に利用している称号があるときは遅滞なく称号の利用を止めるものとする。

- (1) 第11条第2項各号以外の目的で称号を利用したとき。
- (2) 認定スタートアップが規約又は適用される関係規程に違反したとき。
- (3) 第19条第1項各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 事業報告、計算書類等において会計処理に不正があると合理的に判断されるとき。
- (5) 認定スタートアップが反社会的勢力と関係を持ったとき（株式の取得、役員への就任、取引行為等を問わず、直接的・間接的な関係の一切を指す。）。
- (6) その他本学が認定スタートアップによる称号の利用を不相当と判断して、利用の禁止又は停止を通知したとき。

(認定の取消事由)

第19条 理事長は、認定スタートアップが次の各号のいずれかに該当したときは、委員会の審議を経て、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 前条の規定による対応を怠ったとき。
- (3) モニタリングの結果、称号を保持させることが適当でないとして理事長が認めたとき。
- (4) 理事長に対し、認定の辞退又は返納を文書で申し出たとき。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散となったとき。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産手続開始の決定を受けたとき。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始の決定を受けたとき。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続開始の決定を受けたとき。
- (9) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）に定める不正競争を行い、裁判によって同法第21条又は第22条に定める行為により有罪が確定したとき。
- (10) 反社会的勢力との関わりが認められたとき。
- (11) 本学又は当該法人の社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (12) 称号の不適切な使用が認められたとき。
- (13) 本学又は本学教職員との間に看過できない紛争が生じたとき。
- (14) その他本学の不名誉となるおそれがある等の場合で、称号を保持させることが適

当てないと理事長が認めたとき。

- 2 認定スタートアップの新株予約権を本学が保有していることは、前項に定める委員会の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

(認定の辞退・返納)

第20条 認定スタートアップは、所定の手続により認定を辞退又は返納することができる。

- 2 前項の認定の辞退又は返納は、別記様式5に定める「札幌医科大学発認定スタートアップ称号及び称号記の辞退・返納申出書」を理事長に提出することにより行うものとする。

(認定の取消・解除)

第21条 第19条第1項各号のいずれかに該当するとして、認定の取消を行うときは、理事長は、別記様式6に定める「札幌医科大学発認定スタートアップ称号授与取消通知書」をもって認定スタートアップに認定の取消を通知する。

- 2 第20条の規定に基づき認定の辞退又は返納の申請を受けたときは、理事長は、別記様式6に定める「札幌医科大学発認定スタートアップ称号授与解除通知書」をもって認定スタートアップに認定の解除を通知する。
- 3 前2項のいずれかの規定による認定スタートアップの認定の取消又は解除を受けた法人は、当該取消を受けた日以後、称号を事業に使用してはならない。
- 4 認定の取消又は解除後においても、第9条、第16条（本学に返還又は廃棄していないものがあるときに限る。）、第22条の規定は、なお有効に存続する。

(通知)

第22条 大学発スタートアップに対する全ての通知は、第3条による申請の際に本学に届け出た通知先に対し、郵送又は電子的送付の方法によって行うものとし、所在不明、住所変更の未届けその他大学発スタートアップの責に帰すべき事由により通知が到達しなかったときは、その発信の日から30日を経過した日に当該通知が到達したものとみなす。

(管轄)

第23条 大学発スタートアップの認定及び称号の授与に関する事項は、附属研究連携推進機構が管轄する。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、大学発スタートアップの認定及び称号の授与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日規程第19号)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月18日規程第86号)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年6月25日規程第43号）

この規程は、令和8年7月1日から施行する。

別記様式1（第3条関係）

札幌医科大学発スタートアップ認定申請書

年 月 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 様

（申請者）

名 称

代表者

次のとおり大学発スタートアップの認定を申請します。

認定の上は、北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定に関する規程（以下「認定規程」という。）その他貴学が定める諸規程及び法令を遵守すること、以下の点につき要件を充たしていることを誓約します。

- (1) 当社は、認定規程第3条第1項各号のいずれにも該当しています。
- (2) 当社、主要な株主及び役員（以下「当社及び関係者」という。）が反社会的勢力等である事実、反社会的勢力等が当社の経営活動に関与している事実、当社及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社及び関係者が意図して反社会的勢力等と交流を持っている事実などは当社が把握する限りありません。

なお、貴学から授与された称号の使用において、当方若しくは、第三者に損害が生じた場合又はその他の不測の事態が生じた場合には当方で処理し、貴学及びその関係者に損害賠償請求は一切行いません。

記

- 1 法人名
- 2 所在地
- 3 代表者名
- 4 代表者区分（教職員（退職者）、学生（卒業生）、第三者から選択）
- 5 連絡先等（電話番号、E-mail、HP アドレス）
- 6 事業開始日等
 - (1) 事業開始（予定）日
 - (2) 設立日
- 7 事業の概要
- 8 事業に用いられる研究成果又は習得した技術（関連する特許権番号や研究者名等）
- 9 大学発スタートアップの申請資格（規程第2条第1項第1号）

10 添付書類

- (1) 登記簿謄本（写し）
- (2) 定款（写し）
- (3) 法人概要
- (4) 組織図
- (5) 株主名簿
- (6) 役員経歴書
- (7) 事業報告（過去3期分）
- (8) 計算書類（過去3期分）
- (9) 事業計画書

11 「兼業」（該当なし・手続済）

「産学連携活動」（該当なし・手続済）

別記様式2(第7条関係)

第 号

称 号 記

名 称

代 表 者

北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定に関する規程
第7条により、札幌医科大学発認定スタートアップの称号を授与します。

称号の認定期間は、 年 月 日から 年12月31日までとします。

年 月 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長



別記様式3(第13条関係)

札幌医科大学発スタートアップ年次報告

年 月 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 様

報告者

所属

氏名

住所 〒

電話

FAX

Email

次のとおり 年度事業報告に係る書類を提出します。

記

提出書類

- ・事業報告
- ・計算書類
- ・事業計画書
- ・その他()

※ 事業報告及び計算書類は、決算日から3ヶ月以内に必ず提出してください。

別記様式4（第14条関係）

札幌医科大学発スタートアップ変更届出書

年 月 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 様

(申請者)
名 称
代表者

次のとおり大学発スタートアップの認定における申請事項の変更を届け出ます。

記

該当事項に「○」	変更事項	変更前	変更後	添付書類
	法人名			登記簿謄本（写し）
	所在地			登記簿謄本（写し）
	代表者名			登記簿謄本（写し）
	代表者区分			役員経歴書
	連絡先等			
	事業の概要			定款（写し）
	事業に用いられる研究成果又は習得した技術（関連する特許権番号や研究者名等）			
	登記簿謄本（上記以外の変更）			登記簿謄本（写し）
	定款（上記以外の変更）			定款（写し）
	法人概要（上記以外の変更）			法人概要
	組織図			組織図
	株主名簿			株主名簿
	役員経歴書（上記以外の変更）			役員経歴書

別記様式5（第20条関係）

札幌医科大学発認定スタートアップ称号及び称号記の辞退・返納申出書

年 月 日

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長 様

名 称

代表者

北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定に関する規程第20条により、札幌医科大学発認定スタートアップの称号及び称号記を辞退・返納します。

記

1 辞退・返納申出理由

2 辞退・返納希望日 年 月 日

3 称号記番号 第 号 ※ 返納のとき

別記様式6（第21条関係）

年 月 日

札幌医科大学発認定スタートアップ称号授与取消（解除）通知書

様

北海道公立大学法人札幌医科大学理事長

年 月 日付け第 号で授与しました札幌医科大学発認定スタートアップ称号については、次の規定により取り消し（解除し）ます。

記

取消（解除）理由：北海道公立大学法人札幌医科大学における大学発スタートアップの認定に関する規程第19条第 号（第20条）

別記様式 7 (第 7 条関係)

北海道公立大学法人札幌医科大学における札幌医科大学発認定スタートアップの称号の利用に関する規約

(趣旨)

第 1 条 本規約は、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「本学」という。）における大学発スタートアップの認定に関する規程（以下「認定規程」という。）に基づく札幌医科大学発認定スタートアップが、本学から授与された称号を利用することに関する権利義務関係を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規約において使用される各用語は、それぞれ以下のとおり定義する。

- (1) 「大学発スタートアップ」とは、認定規程第 2 条に定めるものをいう。
- (2) 「認定スタートアップ」とは、認定規程第 2 条に定めるものをいう。
- (3) 「称号」とは、本学が定める「認定スタートアップ」の称号及び当該称号を示す記号の総称を意味する。
- (4) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含む。）を意味する。

(認定期間)

第 3 条 本規約に基づく称号の利用許諾期間は、「称号記」の交付日から 3 年以内に到来する 12 月末日までとする。

(権利帰属)

第 4 条 称号に関する知的財産権は、全て本学に帰属するものとする。したがって、認定スタートアップは、いかなる理由に基づいても称号に関する知的財産権について、本学と争わないものとする。

- 2 認定スタートアップは、称号について、本規約第 5 条に定める利用権のみを付与されるものであり、本学から称号に関するいかなる知的財産権の移転又は譲渡を受けるものではない。
- 3 認定スタートアップは、称号の全部又は一部につき複製、改変その他本学の知的財産権を侵害する行為をしてはならない。

(称号の利用)

第 5 条 本学は、認定スタートアップに対し、認定期間において、称号を本条の定める条件

に従い利用することを許諾する。

2 認定スタートアップは、称号を以下の各号に定める目的にのみ利用することができるものとする。

(1) 認定スタートアップの業務に利用するため（ただし、認定規程第3条により申請した事項に係る業務に限る。）。

(2) 認定スタートアップの商号又は名称の表示に付随して利用するため。

(3) 認定スタートアップの商品又は役務（認定を受けた研究成果等によるものに限る。）の表示に利用するため。

(4) 認定スタートアップの広報に利用するため（ただし、認定規程第3条により申請した事項に係る広報に限る。）。

(5) その他本学が事前に書面で許諾した目的で使用するため。

3 認定スタートアップは、本学の事前の書面による承諾なく、称号について本規約に基づき許諾された権利を、第三者に対し再許諾しないものとする。

4 本学の求めがあったときは、認定スタートアップは、称号の利用場所、利用形態、その他本学が求める利用状況を遅滞なく報告するものとする。

（協力義務）

第6条 認定スタートアップは、本学が必要と認めるときは、認定審査委員会（以下「委員会」という。）に出席する等の方法で、説明又は意見を述べるものとする。

2 認定スタートアップは、委員会の審議や本学が行うモニタリングに協力し、本学が求める資料を提出するものとする。

（資料管理）

第7条 認定スタートアップは、本学から受け取った称号に関する資料（有体物のみならず、データで提供されたときはデータ、その複製、データを化体した電磁的媒体を含む。）を、善良なる管理者の注意をもって保管管理するものとする。

（利用禁止・停止）

第8条 認定スタートアップは、次の各号に定める事由の一つが生じたときは称号を利用できないものとし、既に利用している称号があるときは遅滞なく称号の利用を止めるものとする。

(1) 第5条第2項各号以外の目的で称号を利用したとき。

(2) 認定スタートアップが本規約又は適用される関係規程に違反したとき。

(3) 認定規程第19条各号のいずれかに該当したとき。

(4) 事業報告、計算書類等において会計処理に不正があると合理的に判断されるとき。

(5) 認定スタートアップが反社会的勢力（暴力、威力、詐欺的手法等を駆使して経済的

利益を追求する集団又は個人を指し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号までの「暴力団」「暴力団員」に限られない。)と関係を持ったとき(株式の取得、役員への就任、取引行為等を問わず、直接的・間接的な関係の一切を指す。)

- (6) その他本学が認定スタートアップによる称号の利用を不相当と判断して、利用の禁止又は停止を通知したとき。

(認定の辞退・返納)

第9条 認定スタートアップは、所定の手続により認定を辞退又は返納することができる。

- 2 前項の認定の辞退又は返納は、認定規程別記様式5に定める「札幌医科大学発認定スタートアップ称号及び称号記の辞退・返納申出書」を理事長に提出することにより行うものとする。

(認定の取消・解除)

第10条 認定規程第19条第1項各号のいずれかに該当するとして、認定の取消を行うときは、理事長は、認定規程別記様式6に定める「札幌医科大学発認定スタートアップ称号授与取消通知書」をもって当該認定スタートアップに認定の取消を通知する。

- 2 認定規程第20条の規定に基づき認定の辞退又は返納の申請を受けたときは、理事長は、認定規程別記様式6に定める「札幌医科大学発認定スタートアップ称号授与解除通知書」をもって認定スタートアップに認定の解除を通知する。

- 3 認定の取消又は解除後においても、第4条、第7条(本学に返還又は廃棄していないものがあるときに限る。)、第11条、第13条及び第14条の規定は、なお有効に存続する。

(通知)

第11条 大学発スタートアップに対する全ての通知は、認定規程第3条による申請の際に本学に届け出た通知先に対し、郵送又は電子的送付の方法によって行うものとし、所在不明、住所変更の未届けその他大学発スタートアップの責に帰すべき事由により通知が到達しなかったときは、その発信の日から30日を経過した日に当該通知が到達したものとみなす。

(規約の変更)

第12条 本規約の内容は、必要に応じ、次のいずれかの範囲で変更されることがある。

- (1) 認定スタートアップの一般の利益に適合する範囲

- (2) 本規約の目的に反せず合理的な範囲

- 2 前項に従い本規約を変更する場合、本学は、変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、本学ホームページ上の適宜の場所への掲載その他適切な方法により周知するもの

とし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとする。

- 3 本規約の変更後に認定の辞退・返納を行わず称号を利用した場合、変更に同意したものとみなす。

(紛争処理・損害賠償)

第13条 認定スタートアップは、称号の利用に関して、第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求又は主張がなされたときは、遅滞なく本学に通知するとともに、本学の指示に従うものとする。

- 2 認定スタートアップは、称号の利用に関して、第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求又は主張がなされたときは、全て認定スタートアップの責任と費用において解決するものとする。なお、認定スタートアップはかかる請求又は主張に関して本学が被った損害（弁護士費用又は第三者から請求された賠償額を含む。）及び損失を賠償又は補償する。

(裁判管轄)

第14条 本規約に関連して生じた紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下署名欄]

本規約の内容に同意します。

年 月 日 署名